

堺個審第23-1-2号
(答申第163号)
令和6年5月21日

堺市長 永藤 英機 様

堺市個人情報保護審議会
会長 矢口 智春

諮問に対する答申

令和6年1月17日付け堺子企第1636号で諮問のありました下記諮問案件について、審議の結果、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	開示請求に対する一部開示決定処分を不服とする審査請求に係る審議
対象公文書	審査請求人に係る子ども相談所の相談記録及び関連調査等の記録
実施機関 (処分庁)	堺市長 (子ども青少年局 子ども相談所 虐待対策課)
諮問実施機関 (審査庁)	堺市長 (子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課)

答 申

第1 審議会の結論

令和6年1月17日付けで諮問のあった審査請求事案「審査請求人に係る子ども相談所の相談記録及び関連調査等の記録」（以下「本件対象公文書」という。）について、堺市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 令和5年7月24日、審査請求人は、個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）77条1項の規定に基づき、「本件対象公文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）をした。
- 2 同年8月7日、実施機関は、本件請求に対し一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり不開示部分の理由を付して審査請求人に通知した。
法78条1項7号に該当する。
- 3 令和5年9月20日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法2条の規定により審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求めます。

第4 審査請求人の主張要旨

(1) 法78条1項2号ロについて

離婚調停中の審査請求人は、令和5年1月30日、突然自宅を閉め出され、暴力・自傷癖のある妻に長男を連れ去られて以降、同人の様子が一切わからないままであり、その健康状態を案じている。

長男の親権をめぐる争いは激しい争いがあるところ、同人の生命・健康・生活を保護するためには、①児童相談所の調査、評価等の事務執行に関する情報、②関係機関との連絡内容に関する情報、を含め、裁判所にあらゆる情報を提供して子の福祉に適う親権者を定める必要があり、法78条1項2号ロに該当する。

(2) 法80条について

仮に処分庁が一部不開示とした情報が、法78条1項7号が規定する不開示情報に該当したとしても、法80条は、個別具体的な事情により、開

示することの利益が開示とすることによる利益に優越すると認められる場合には、行政機関の長等が行政裁量により開示することを認めている。

審査請求人の幼少の長男の生命・健康・生活という重大な利益を保護するためには、「児童相談所の調査、評価等の事務執行に関する情報」及び「関係機関との連絡内容に関する情報」を含め、裁判所にあらゆる情報を提供して子の福祉に適う親権者を決める必要がある。そのことは、法80条における「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」にまさにあてはまるのであって、同条による裁量的開示が認められるべきである。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関が、法78条1項7号に該当するとして、以下のとおり主張した。

①児童相談所の調査、評価等の事務執行に関する情報

児童相談所の調査、評価等の事務執行に関する情報とは、児童相談所の調査や評価、判定の方法、所内会議における検討内容等の事務執行に関する情報であり、通告を契機に児童の福祉と安全に関して客観的、総合的に児童相談所が判断するものである。親権をめぐる「激しい争い」の一方の当事者である審査請求人に情報開示することは、今後、児童相談所の適正な評価及び判断に支障を来すと判断した。

②関係機関との連絡内容に関する情報

関係機関との連絡内容に関する情報とは、児童相談所と関係機関との連絡・協議に関する情報であり、開示することにより関係者及び関係機関との情報交換や率直な意見交換が妨げられることにより、当該事務のみならず、将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障を生じる等のおそれがあると判断した。

第6 審議会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、実施機関が保有する審査請求人に係る経過記録表である。

経過記録表とは、堺市子ども相談所虐待対策課が相談を受けた際に作成するものであり、「児童氏名」「対応年月日・時間・対応者」「区分」「調査・相談内容」で構成されている。

2 本件処分の妥当性について

本件対象公文書のうち、実施機関が法78条1項7号に該当するとしたのは「児童相談所の調査、評価等の事務執行に関する情報」及び「関係機関との連絡内容に関する情報」である。

当審議会では、本件対象公文書を見分したところ、児童相談所の調査、評価等の事務執行に関する情報は、実施機関の主張どおり、開示すると今後、児童相談所の適正な評価及び判断に支障をきたす内容と認められる。

また、関係機関との連絡内容に関する情報についても、実施機関の主張どおり、開示すると関係者及び関係機関との情報交換や率直な意見交換が妨げられることにより、当該事務のみならず、将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障を生じる等のおそれがある内容と認められる。

よって、これらについては、審査請求人に開示することにより、地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、法78条1項7号に該当する。

なお、実施機関の主張どおり法78条1項7号に該当し、非開示が妥当であることから、審査請求人が主張する法78条1項2号ロに該当するかどうかを、当審議会において審議するものではない。

また、法80条については、実施機関の裁量に関する規定であることから、裁量的開示をすべきか否かを当審議会が判断するものではない。

- 3 以上の理由により、当審議会は「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考) 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年 1月17日	諮問書の受理
令和6年 2月15日	審 議
令和6年 3月15日	審 議
令和6年 4月11日	審 議
令和6年 5月13日	審 議
令和6年 5月21日	答 申

(参考) 堺市個人情報保護審議会委員

氏 名	所 属 等	備 考
矢口 智春	弁 護 士	会 長
岡本 大典	弁 護 士	会長職務代理者
白須 真理子	関西大学 法学部教授	(R6. 4. 1～)
高野 恵亮	大阪公立大学大学院 都市経営研究科教授	
堀内 佐智夫	堺商工会議所常議員 〔大阪ガス株式会社 南部・和歌山地区 統括支配人〕	
松本 未希子	桃山学院大学 法学部法律学科講師	(～R6. 3. 31)